



2025年3月25日

各 位

会社名 株式会社メドレー
代表者名 代表取締役社長 瀧口 浩平
(コード番号：4480 東証プライム)
問合わせ先 取締役 CFO 河原 亮
TEL. 03-6372-1265

取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年4月11日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 89,200株
(3) 処分価額	1株につき 3,155円
(4) 処分価額の総額	281,426,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 29,900株 当社の執行役員 10名 48,200株 当社子会社の取締役 1名 11,100株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）の役員報酬に株価連動性のある報酬を組み合わせることで、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、本制度に基づき、年額2億円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内）で譲渡制限付株式報酬を付与することにつき、ご承認をいただいております。なお、本制度による譲渡制限付株式報酬の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、②取締役に対して支給された金銭債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行うこととされています。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役 14 名（以下「対象者」といいます。）に対し、金銭債権合計 281,426,000 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式報酬として、当社の普通株式 89,200 株を処分することを決議いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、より中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間（以下に定義します。）を従前のおり 2 年とするもの（以下「制度(i)」又は「制度(ii)」といいます。）に加えて、5 年とするもの（以下「制度(iii)」といいます。）も導入することとし、対象者との間で、制度(i)、制度(ii)若しくは制度(iii)又はこれらのうち複数に係る譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、それぞれの概要は以下のとおりです。

なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象者は、次に定める期間（以下、譲渡等が禁止される期間を「譲渡制限期間」といいます。）、各対象者に割り当てられた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について担保権の設定その他の処分をしてはならない。

・制度(i)

2025 年 4 月 11 日（以下「払込期日」といいます。）から 2027 年 4 月 11 日まで

・制度(ii)

① 制度(ii)を適用する本割当株式の 2 分の 1

払込期日から 2026 年 4 月 11 日まで

② 上記①を除く制度(ii)を適用する本割当株式

払込期日から 2027 年 4 月 11 日まで

・制度(iii)

① 制度(iii)を適用する本割当株式の 5 分の 1

払込期日から 2026 年 4 月 11 日まで

② 上記①を除く制度(iii)を適用する本割当株式の 4 分の 1

払込期日から 2027 年 4 月 11 日まで

③ 上記①及び②を除く制度(iii)を適用する本割当株式の 3 分の 1

払込期日から 2028 年 4 月 11 日まで

④ 上記①から③までを除く制度(iii)を適用する本割当株式の 2 分の 1

払込期日から 2029 年 4 月 11 日まで

⑤ 上記①から④までを除く制度(iii)を適用する本割当株式

払込期日から 2030 年 4 月 11 日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の内いずれかの地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、任期満了又は雇用期間満了、死

亡その他当社が正当と認める事由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,155円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上